入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成２６年７月１１日

独立行政法人　電子航法研究所
理事長　　　　山 本 憲 夫

１　工事概要
（１）工事名　　電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事
（２）工事場所　宮城県岩沼市下野郷字北長沼４
（３）工事内容　仕様書のとおり
（４）工期　　　契約締結日の翌日より平成 26年 9月 30日

２　競争参加資格
（１）電子航法研究所契約事務取扱細則第3条に該当する者でないこと。（入札説明書による。）
（２）国土交通省における平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格に係る「建設工事」のうち「機械器具設置工事業」又は「管工事業」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房会計課長が定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（４）国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者で、警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるこのとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
（５）東北地方（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
（６）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取り相談を行うことは、特段支障がない。

①　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　親会社と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①及び②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　入札手続等

（1）　担当部局

〒182-0012　　東京都調布市深大寺東町7-42-23

独立行政法人　電子航法研究所　総務課　契約係

ＴＥＬ　　　0422-41-3476

ＦＡＸ　　　0422-41-3169

ＨＰアドレス　http://www.enri.go.jp

電子メールアドレス：tender@enri.go.jp

（2）　入札説明書、仕様書及び図面の交付期間、場所及び方法

交付期間：別表の②のとおり。

交付場所及び方法：上記３（１）に照会の上、交付を受けること。

（3）資格に関する資料の提出期限、場所及び方法

書類の提出期間；別表③のとおり。

提出場所：上記３（１）と同じ。

提出方法：（１）の電子メール又はＦＡＸにて提出すること。

（4）　入札事項に関する質問、方法

質問期間：別表の④のとおり。

方法：電子メールにて質問事項の旨を記載し、（１）の電子メールアドレスに提出すること。

（5）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

入札書提出先：上記３（１）と同じ。

入札書提出締切日：平成２６年７月２８日　　13時20分

開札日時：平成２６年７月２８日　　13時30分（開札立会の義務なし。）

開札場所：上記３（１）と同じ

4　その他

（1）　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）　入札保証金及び契約保証金

① 入 札 保 証 金 ： 免除。

② 契 約 保 証 金 ： 免除。

（3）　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札及びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）　落札者の決定方法

入札価格が電子航法研究所契約事務取扱細則第11条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（5） 手続きにおける交渉の有無： 無

（6） 契約書作成の要否： 要

（7） 関連情報を入手するための照会窓口　３（１）に同じ。

（8） 詳細については、入札説明書による。

別表

①	入札説明書及び契約書（案）	当研究所ホームページの「入札・調達・契約情報」より入手、及び閲覧すること。 *URL: http://www.enri.go.jp/news/nyusatu/nyusatu_index.htm*
②	入札説明書、 仕様書及び図面 交付期間	平成26年7月14日　10時 から 平成26年7月25日　17時 まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	資格決定通知書 の提出期間	平成26年7月14日　10時 から 平成26年7月25日　17時 まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	質問期間	平成26年7月14日　10時 から 平成26年7月25日　17時 まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 電子航法研究所周辺

至三鷹駅
三鷹市役所前バス停
三鷹農協前バス停
三鷹郵便局
三鷹市役所
JA東京むさし三鷹支店
1号棟
監視通信領域
7号棟
仮想現実実験棟
東八道路
至高井戸
通用門
正　門
外来者は
通行不可
交通安全
環境研究所
宇宙航空
研究開発機構
至調布
アンテナ
試験棟
2号棟
航空交通管理領域
電波無響室
4号棟
監視通信領域
3号棟
海上技術
安全研究所
電子航法研究所
5号棟（本部棟）
2F役員室/総務課
1F研究企画統括/企画課
講堂
6号棟
航法システム領域

入　札　説　明　書

「電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事」

平成 26 年 7 月

独立行政法人　電子航法研究所

１．契約者

独立行政法人電子航法研究所　理事長　山本　憲夫

２．入札内容等

（１）入札事項　電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事

（２）仕　　様　仕様書のとおり

なお、仕様書２－１の設計図面（件名：電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事）の入手については電子メールにて平成２６年７月２５日(金)17時００分まで受付。

（３）履行期限　平成 26 年 9 月 30 日

（４）履行場所　仕様書のとおり

（５）入札方法

①　入札参加者は、納入に要する一切の諸経費を含め、入札金額を見積ること。

②　落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、競争参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

③　添付の入札書及び入札内訳書に記載すること。

（６）入札保証金：免除

（７）契約保証金：免除

３．競争参加資格

（１）電子航法研究所契約事務取扱細則第 3 条に規定される次の事項に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

②　次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後２年を経過しない者。

ア　契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、または物品の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るため連合した者。

ウ　落札者が契約を結ぶこと、または契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ　監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由無くして契約を履行しなかった者。

カ　契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

（２）国土交通省における平成 25・26 年度の一般競争（指名競争）参加資格に係る「建設工事」のうち「機械器具設置工事業」又は「管工事業」の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房会計課長が定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）国土交通省から指名停止を受けている期間中に該当しない者で、警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるこのとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）東北に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

（６）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取り相談を行うことは、特段支障がない。

①　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　親会社と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①及び②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

４．担当部局

〒182-0012　東京都調布市深大寺東町 7-42-23

独立行政法人　電子航法研究所　総務課　契約係

ＴＥＬ　0422-41-3476

ＦＡＸ　0422-41-3169

ＨＰアドレス　http://www.enri.go.jp
電子メールアドレス：tender@enri.go.jp

５．競争参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、上記３．（２）の資格を有することを証明するため、官公庁から発行された資格決定通知書の写しを当研究所総務課契約係まで次により提出すること。

【資格決定通知書（写）の提出方法】

①　提出締切：平成２６年７月２５日（金）17 時 00 分

② 提出方法：電子メール（tender@enri.go.jp）又は FAX（0422-41-3169）
なお、電子メールによる場合は PDF 形式にて、FAX による場合は、宛先を必ず「総務課 契約係」とすること。

６．入札説明会開催の有無　　無

７．入札説明書等に対する質問

（１）この入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①　質問期間：平成２６年７月１４日（月）から平成２６年７月２５日（金）まで。

②　質問方法：電子メールにて質問事項の旨を記載し、４．の電子メールアドレスに提出すること。

③　質問の回答：質問者に直接メールにて回答する。また、頂いた質問のうち応札を考えている他の事業者にも周知した方が公平性の点から良いと当所が判断したものについては、当所ホームページ入札件名横の質疑応答に掲載を行うので、質問をしない者であっても、入札前までに必ず確認を行うこと。

８．入札、開札の日時及び場所等

（１）入札、開札の日時及び場所

①　入札書の提出締切日：平成２６年７月２８日（月）13 時 20 分まで

②　開札日時：平成２６年７月２８日（月）13 時 30 分

③　開札場所：電子航法研究所５号棟第２会議室　（開札立会の義務なし。）

（２）入札書の提出方法

①　入札書提出先：４．に同じ。

②　入札書及び入札内訳書様式：電子航法研究所指定の様式（別添書類）

③　入札書提出方法：持参又は郵便（書留郵便に限る。）

ア　持参の場合

入札書・入札内訳書を封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に会社名及び「電子航

法研究所岩沼分室空調機改修工事」入札書在中と記載すること。提出頂いた入札書・入札内訳書は、即日、開封して誤記、記入漏れまたは押印忘れ等がないか確認します。なお、入札書の記名・押印者以外の者の持参を認めます。

イ　郵便の場合

　入札書・入札内訳書に、添付の「入札書受取通知票」(FAX 宛先（受取り担当者名まで記載）及び FAX 番号を記入）を同封し、その封皮に会社名及び「電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事」入札書在中と記載して、提出すること。なお、入札書の日付は、郵便投函日の日付を記入して構わない。郵送頂いた入札書・入札内訳書は、電子航法研究所に到着された時点で開封して、誤記、記入漏れまたは押印忘れ等がないか確認します。

　また、入札書を郵送したにもかかわらず、当所から「入札書受取通知票」が FAX 送付されてこない場合は、必ず、当所契約係あてに問い合わせ下さい。

④　入札参加者は、誤記、記入漏れまたは押印忘れ等、当所からの指摘による入札書・入札内訳書の返却時以外、提出した入札書・入札内訳書の引換え、変更または取消しをすることはできない。

（3）入札の無効

本入札書に示した競争参加資格のない者､入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①　金額の記載がないとき又は金額が訂正されているとき。

②　入札者の記名又は押印がないとき。

③　誤字、脱字等により記載事項が不明なとき。

④　入札の目的に示された要件と異なっているとき。

⑤　条件が付されているとき。

⑥　同一事項の入札について、他者の代理人を兼ねているとき。

⑦　再度の入札の場合に、前回の最低以上の金額で入札がされているとき。

⑧　上記の各号に掲げるほか、当所契約担当の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

⑨　電子航法研究所から入札参加資格がないと認められた者の入札。

⑩　電子航法研究所から入札参加資格を有する者と認められた者のうち､必要な証明書等に嘘偽りの記載をした者の入札。

（4）入札の延期等

入札者が連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって､競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（5）代理人による入札

①　代表者名及び代表者印がなされている入札書の場合、委任状の提出は不要。
②　代理人及び代理人の押印により入札書を提出する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出締切日までに委任状を提出しなければならない。
③　代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

（６）開札の方法

①　開札は、立ち会いを希望する入札者を立ち会わせて行う。
②　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
③　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類を提示しなければならない。
④　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
⑤　開札を行い、予定価格の制限の範囲内に達する価格の入札が無いときは、再度の入札を行う。
⑥　当該入札回数は2回までとする。

９．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札者に要求される事項

入札者は、入札公告及びこの入札説明書を十分理解したうえで入札しなければならない。質問等があるときは、上記７．に記載する方法で電子航法研究所に説明を求めることができる。ただし、入札後これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（３）契約書の作成

①　競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
②　契約書を作成する場合において、まず、電子航法研究所が2部契約書に記名押印、更に落札者が当該契約書の送付を受けて記名押印するものとする。
③　上記②において落札者が記名押印したときは、当該契約書のうち、１部に印紙を貼付・消印し、当該契約書を電子航法研究所に送付するものとする。
④　電子航法研究所及び落札者がともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（４）落札者の決定方法　　最低価格落札方式とする。

①　入札価格が電子航法研究所契約事務取扱細則第11条の規定に基づいて作成された予

定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 予定価格の範囲内であっても、電子航法研究所最低価格調査基準価格を下回る入札価格を提示した者は、適正な履行がなされるかを判断するため、ヒアリング及び必要書類の提出を求める。その場合、当該入札者は必ず、その要求に応じなければならない。

（５）支払条件

① 工事完成後の代金支払

検査職員の検査終了後、契約の相手方からの適法な請求書を受理した日から 40 日以内に銀行振込により代金を支払うものとする。

※入札書を郵便で提出する場合、必ず、入札書・入札内訳書に同封して本紙を提出
※持参の場合は、必要ありません

平成　　年　　月　　日
送信枚数：本紙のみ

入札書受取通知票

[宛先]
入札書提出事業者：
担当部署：
担当者：
FAX 番号：
（上記宛先項目何れも入札者が必ず記入）

入札事項「電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事」入札書確かに受取ました。

[受取人]
独立行政法人電子航法研究所
総務課契約係
担当：
電話番号０４２２－４１－３４７６
FAX 番号０４２２－４１－３１６９

入　　札　　書

￥

（消費税および地方消費税相当額を除く）

入札件名　　　　電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事

本件入札説明書・契約書（案）を承諾のうえ入札します（入札内訳書添付）。

平成　　年　　月　　日

住　　所

事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人電子航法研究所　理事長　様

仕　　様　　書

電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事

平成26年7月

独立行政法人　電子航法研究所

1. 総　則
　本仕様書は、独立行政法人　電子航法研究所（以下、「甲」という。）が、契約の相手方（以下、「乙」という。）に依頼する「電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事」について適用する。

2. 適用文書
　次に掲げる文書は、本仕様書で規定する範囲で、本仕様書の一部をなす。
　ただし、以下の文書に明示のない場合、記載内容に相違のある場合は、甲乙協議する。

2－1. 甲の仕様図書
（1）別冊補足説明書及び質問回答書
（2）設計図書（件名：「電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事」）
（3）公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備改修工事編、機械設備改修工事編)
（4）公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備改修工事編、機械設備改修工事編)
（5）建設工事公衆災害防止対策要綱
（6）建設副産物適正処理推進要綱

2－2. 甲の文書
（1）監督検査事務処理要領
（2）環境物品等の調達を図るための方針

2－3. 適用法令等
（1）建築基準法
（2）建設業法
（2）消防法
（3）電気事業法
（4）労働安全衛生法
（5）日本工業規格
（6）環境物品等の調達の推進に関する基本方針
（7）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
　　以下、「建設リサイクル法」という。
（8）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
　　以下、「廃棄物処理法」という。
（9）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
　　以下、「グリーン購入法」という。
（10）エネルギーの使用の合理化に関する法律
　　以下、「省エネ法」という。
（11）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
　　以下、「公共工事入札契約適正化法」という。

3. 工事概要
　本工事は、次に掲げる改修工事の施工を行うものである。

　　岩沼分室の実験棟の空調機3台を撤去し、5台を新設する工事一式
　　（詳細は設計図書「電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事」のとおり）
　　岩沼分室の実験棟の規模
　　　　鉄筋コンクリート造 ／ 2階建（昭和 55 年築）
　　　　建築面積　280 ㎡　　延床面積　560 ㎡

4. 要求事項
　4－1. 技術的要求事項

(1) 乙は、2－1項に示す仕様図書に基づき、本工事を施工するものとする。
(2) 乙は、本工事の目的物とインターフェイスする施設及び装置(契約履行中のものを含む。)等の関連設備がある場合には、事前にインターフェイスを充分に確認するとともに、インターフェイス試験を実施すること。

4－2. 施工に際しての要求事項
(1) 乙は、熟練した現場代理人を工事管理その他の処理に当らせること。
(2) 乙は、本契約の実施にあたり、必要書類を作成し、甲へ提出する。その他、甲が必要とする書類があれば、甲乙協議の上、提出すること。
(3) 本工事の施工に際しては、既設建物、施設(道路等の構築物、植栽等を含む。)等に損傷を与えないよう十分に留意すること。
なお、損傷をあたえた場合は、乙の責任において、速やかに修復すること。
(4) 本工事による発生材は、産業廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の関係緒法令を遵守監督職員の承諾を得て適正に処分すること。
(5) 本工事の施工には、低振動・低騒音型の機械器具等の選定に心がけ、解体材等の破片の飛散を防止するため、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。
(6)『建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン(平成15年7月3日付け国土交通省住宅局長通達)』を参照すること。
(7)「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第 1537 号)に基づき、指定された建設機械を使用すること。
(8)「建設機械に関する技術指針(平成3年建設省通知第 247 号)」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

4－3. 監督及び検査
甲は、乙に対し、2－2(1)項の監督検査事務処理要領に基づき、次の監督及び検査を行う。
乙は、検査受検に際し、事前に検査計画書を提出し、甲の承諾をうけること。また、その結果を検査報告書とし、甲へ提出すること。
なお、監督及び検査時に、乙の過失等により生じた不具合の責任は、乙にあるものとする。
(1)監　督
甲の指定する監督職員は、本契約の進行状況、管理状況の審査及び確認、施工図、製作等に係わる技術上の審査、指示、確認、乙の行う試験、検査等に対する立会い、その他、本仕様書及び承諾した文書等による必要な監督を行う。
(2)検　査
甲の指定する検査職員は、本契約が履行されたことを確認するため、現地において、員数、外観、機能等の検査を行う。

4－5. 工　期
契約の日から平成26年9月30日まで

4－6. 納入図書等
工事完成時の提出図書は次のとおり
（１）　完成図
（２）　完成写真
（３）　空調機の取扱説明書一式（保証書を含む）

4－7. 支給、貸与品
(1) 工事の管理、機器、資材保管及び仮設物を設置するため、甲所有の不動産(土地等)を使用する場合、甲の監督職員の指示に従い、2－1(1)項の別冊補足説明書による手続きを行うこと。
なお、乙は、これが不要となった時点で速やかに撤去すること。

(2)本契約の実施にあたり、工事及び試験調整に使用する電力、工事用水については、2－1(1)項の別冊補足説明書によること。

4－8. 施設図面の取扱

2－1(2)項の設計図書及び乙が作成した施工図、完成図(作成中のものを含む。以下、「施設図面」という。)は、甲の社外開示制限資料であることから、その取扱は以下によること。

(1)施設図面の取扱、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。

(2)目的外使用は禁止。

(3)施設図面を複写する場合、その部数は、必要最低限とし、用済み後、複写した図面は、乙の責により確実に処分すること。

4－9. 下請業者の選定

乙が、本契約の一部を他業者に下請けさせようとする場合は、充分な技術的水準と実績を持つ業者を選定し、あらかじめ甲の了承を受けるものとする。

4－10. 工業所有権

(1)本工事にあたり、第三者に帰属する工業所有権を使用する場合は、すべて乙の責任において処理するものとする。

(2)本工事の設計、製作に関する発明並びに発明に基づき得られる工業所有権の帰属については、甲乙協議して決めるものとする。

4－11. 著作権

納入物件(納入図書等を含む。)の著作権法(昭和45年法律第48号)上の著作権、及び著作者人格権にかかわる規定は、次のとおりとする。

(1)乙は、甲及び甲が認めた第三者が納入物件について、無償で自由に複製、翻案、変形、改変その他の修正及び公表することを認めること。

(2)甲以外の者が使用する場合は、甲の許可を得ること。

(3)著作者人格権は行使しないこと。

(4)乙は、(1)項から(3)項に掲げる事項を下請け業者にも了知させること。

4－12. 試験研究等の発表

本工事に関して契約範囲内で乙が試験研究等を行い、その結果を外部に発表するときは、事前に甲の了承を受けること。

4－13. グリーン購入法への配慮

(1)乙は、2．3(9)項のグリーン購入法の理念、及び趣旨等を十分に理解し、当該契約を履行(活動)する上で、グリーン購入法に規定する環境物品等の調達について配慮すること。

(2)提出書類及び納入品は、原則として、グリーン購入法の規定により定めた、2．3(6)項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に掲げる「紙類の品目及び判断の基準等」を満足すること。

(3)製造から廃棄に至るライフサイクル全体について、環境負荷低減を考慮するものとする。

(4)調査、施工及び納入時等に、自動車等を使用する場合は、低公害車、低排出ガス車等の利用に努めること。

(5)甲が行う資材、建設機械等の使用実態調査等に協力すること。

4－14. 省エネ法への配慮

乙は、工事施工にあたり、省エネルギーに貢献する機器及びエネルギー効率の高い機器類を積極的に導入すること。

4－15. 公共工事入札契約適正化法への配慮

乙は、甲に対し、施工体制台帳の写しの提出(二次下請以下の契約についても請負代金の額を明示した契約書を添付する。)し、甲が行う点検等に協力すること。

5．品質保証

乙は、2－2(1)項の監督検査実施要領に基づき、甲の検査を受け、これに合格しなければならない。

6．その他

6－1．仕様書の疑義

本仕様書について、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

6－2．官公庁提出書類

本工事に関連する官公庁その他への手続きに必要な書類、図面等は、乙が作成し、その作業の一切を行うこと。また、費用が発生する場合は、乙が負担すること。

6－3．守秘義務

乙は、業務上知り得た情報については機密保持に努め第三者に漏らさぬこと。

別冊

補足説明書

独立行政法人　電子航法研究所

件名：電子航法研究所岩沼分室空調機改修工事

１．　工事期間中、専属の担当技術者を１名配置し、必要に応じて適宜増員すること。

２．　工事期間中、工事の実施状況を把握するため、適宜下記の報告書類（Ａ４版）を提出すること。
（１）進捗状況報告書
（２）進捗状況工程表
（３）施工図
（４）工事写真

３．　火災保険、建設工事保険その他の保険（賠償責任保険を含む。）は、総請負金額について工事着手の日（工事現場に工事用資材が荷卸しされた日）から引渡し日（完成期日）までの期間を保険に付するものとし、契約後速やかにその証書の写しを提出すること。

４．　工事に必要な電力、用水は無償提供とする。引込みについては、監督職員と事前に協議すること。

５．　電子航法研究所内の工事施工上必要な場所以外には立ち入らぬこと。また、立ち入る際の作業者及び作業車輌については、事前に許可申請を提出し、許可書の交付を受けること。手続きについては、監督職員の指示にしたがうこと。

６．　工事期間中の、材料置場等を仮設する場合の土地使用料は無償とするが、位置等についてはあらかじめ監督職員の許可を得ること。

７．　隣接する他の工事と本工事が競合する場合は、他工事との工程についても十分調整を行い実施すること。

８．　監督職員と充分にスケジュール調整をした上で施工し、当該工事における既存部分等の養生・清掃等は十分に行うこと。施工に先立ち、仮設計画・施工計画・安全計画等を明示した計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、承諾後変更が生じる場合も、事前に監督職員と協議し、承諾を受けること。

９．工事期間中に停電及び断水が生じる作業については、事前に監督職員と協議し、調整した後実施すること。

１０．機材搬入については、通行に支障をきたすことのないよう安全確保に努めること。また、取り壊し及びはつり工事等においては騒音及び振動の低下に努めること。

１１．工事関係車輌の駐車については、指定された駐車場を使用すること。工事車輌の通行は、他の車輌に留意し、事故等の防止に努めること。なお、道路及び駐車場等の構造物等を損傷した場合には、速やかに原形に復すること。

１２．工程上支障となりうる備品等については、監督職員と協議の上、適宜移動・移設を工事前および工事後に行うこと。

１３．産業廃棄物に関わる費用は本工事に含むものとし、原則として設計変更の対象としない。

１４．作業時間は原則９：００から１７：００までとし、土曜、日曜及び祝日の作業は事前協議する。